

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会 公正委員会規程

(設置)

第1条 社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の制裁及び解雇処分の公正処理のため、公正委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(委員会の構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 5名

2 委員長は本会副会長を充て、副委員長は事務局長を充てる。

委員は次の各号に該当する者を本会会長が任命する。

(1) 副会長 1名

(2) 事務局長 1名

(3) 事業所長 3名

(4) 職員代表 2名

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

3 委員は、職員の服務規律及び秩序維持並びに職員の制裁及び解雇処分に関する事項について、会長の諮問により必要な事情調査及び審議にあたる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(審議事項)

第6条 委員会は、会長から諮問を受けた次の事項について審議し、答申するものとする。

(1) 職員の制裁及び解雇処分に関する事項

(2) 職員の就業規則、その他の法令違反、職務違反、職務怠慢又は非行に関する事項

(3) 職員の賠償責任に関する事項

(4) その他会長から意見を求められた事項

(意見聴取等) 第7条 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会の法人運営係とする。

附 則 この規程は平成18年1月10日から施行する。

この規程は平成21年4月 1日から施行する。

この規程は平成26年4月 1日から施行する。